指定無線設備の購入者の皆様へ

（販売店名又は販売者名）

１ 無線局を開設するには免許が必要

お客さまがお買い上げになった無線設備は、電波法令により指定無線設備となっています。この無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは、総務大臣の免許を受けなければなりませんので御注意下さい。（電波法第４条）

指定無線設備とは

① ２６．１MHｚ を超え ２８．０MHｚ 未満の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備

② １４４MHｚ 以上 １４６MHｚ 以下の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備

③ ４３０MHｚ 以上 ４４０MHｚ 以下の周波数帯の電波を送信に使用する無線設備

④ ７１５MHｚ を超え ７４８MHｚ 以下、７７０MHｚ を超え ８０３MHｚ 以下、８１５MHｚ を超え ８４５MHｚ 以下、８６０MHｚ を超え ８９０MHｚ以下、９００MHｚ を超え ９１５MHｚ 以下、９４５MHｚ を超え ９６０MHｚ 以下、1,４２７．９MHｚ を超え 1,４６２．９MHｚ 以下、1,４７５．９MHｚ を超え 1,５１０．９MHｚ 以下、1,７１０MHｚ を超え 1,７８５MHｚ 以下、1,８０５MHｚ を超え 1,８８０MHｚ 以下、1,９２０MHｚ を超え 1,９８０MHｚ 以下又は、2,１１０MHｚ を超え 2,１７０MHｚ 以下の周波数の電波を送信に使用する無線設備であって、これらの周波数の電波を受信し、当該電波を増幅して送信するためのもの。

ただし、次のものは除かれます。

・無線電話以外の無線設備
・２７．５２４MHｚの電波を使用する注意信号発生装置を備え付けている無線設備
・航空機に施設された無線設備
・基地局または陸上移動中継局に使用される無線設備が送信する電波を受信することにより、送信が制御される無線設備
・電波法第４条各号に掲げる免許を要しない無線局の無線設備（発射する電波が著しく微弱な無線局の無線設備、技術基準適合証明マークのある市民ラジオの無線局の無線設備等）

２ 免許を受けずに開設し、又は運用した場合は罰則あり

無線局の免許がないのに、無線局を開設し、又は運用した者は、電波法により１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金に処せられます。（電波法第１１０条第１号、第２号）

３ 免許を受けるには免許申請が必要

無線局の免許を受けるには、免許申請書を総合通信局に提出して、免許の申請を行うことが必要です。詳しくは、総合通信局にお問い合わせください。

管轄区域	免許の申請書を提出すべき総合通信局等の名称、所在地及び電話番号
福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局（無線通信部陸上課） 〒８６０－８７９５ 熊本市西区春日２丁目１０－１ 熊本地方合同庁舎 電話 ０９６－３２６－７８６５